

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 西方地域づくり推進課

許認可等の内容		真名子夢ホール利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市真名子夢ホール条例第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市真名子夢ホール条例第4条、条例第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年10月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市真名子夢ホール利用の承認基準</p> <p>1 栃木市真名子夢ホール利用申請に対する承認（条例第4条）</p> <p>(1) ホールを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 栃木市真名子夢ホール利用の制限基準（条例第5条）</p> <p>(1) 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>ア 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>イ 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>ウ 上記に掲げるもののほか、ホールの管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(2) ホールを連続して利用する場合は、原則として3日を超えることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	